

中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令案要綱

- 1 財務大臣は、中華人民共和国特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実又は貿易転換等の事実の有無に関する政府の調査（以下「調査」という。）の開始が決定されたときは、その旨及び調査に係る貨物の品名等の事項を告示しなければならないこととする。（第2条関係）
- 2 調査が開始された場合における証拠の提出等については、緊急関税等に関する政令（平成6年政令第417号）の規定を準用する。（第4条関係）
- 3 財務大臣は、中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税を課する措置をとるかどうかの決定までに相当と認められる期間において、指定しようとする貨物の品名、とろうとする措置の内容等の事項を告示しなければならないこととするとともに、当該措置に関し、利害関係者は、財務大臣に対し、証拠の提出、証言又は意見の表明をすることができることとし、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体は、財務大臣に対し、意見の表明又は情報の提供をすることができることとする。（第5条及び第6条関係）
- 4 3の緊急関税を課する措置をとること等が決定されたときの告示、調査に関する協議及び関税・外国為替等審議会への諮問等について、緊急関税等に関する政令の規定に準じた規定を定めることとする。（第7条～第9条関係）
- 5 その他所要の措置を講ずることとする。
- 6 この政令は、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成14年法律第16号）の公布の日から施行することとする。